

## 警報による講座開講基準について

警報発令時における講座開講基準は下記の通りです。なお、提携講座は会場の佛教大学四条センターの開講基準に準じます。詳しくは佛教大学四条センターか、古代学協会までお問い合わせください。

1. 対象とする警報  
特別警報：大雨、暴風、暴風雪、大雪  
警報：大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
2. 休講条件となる警報発令地域  
京都府南部のうち、南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかに発令された場合
3. 警報解除時刻と講座の取り扱い

警報解除時刻	講座の取り扱い
午前8時30分までに解除	平常通り実施
午前10時30分までに解除	12時30分以降の講座を実施
午後1時までに解除	午後3時以降の講座を実施